

むろっ子のくらし



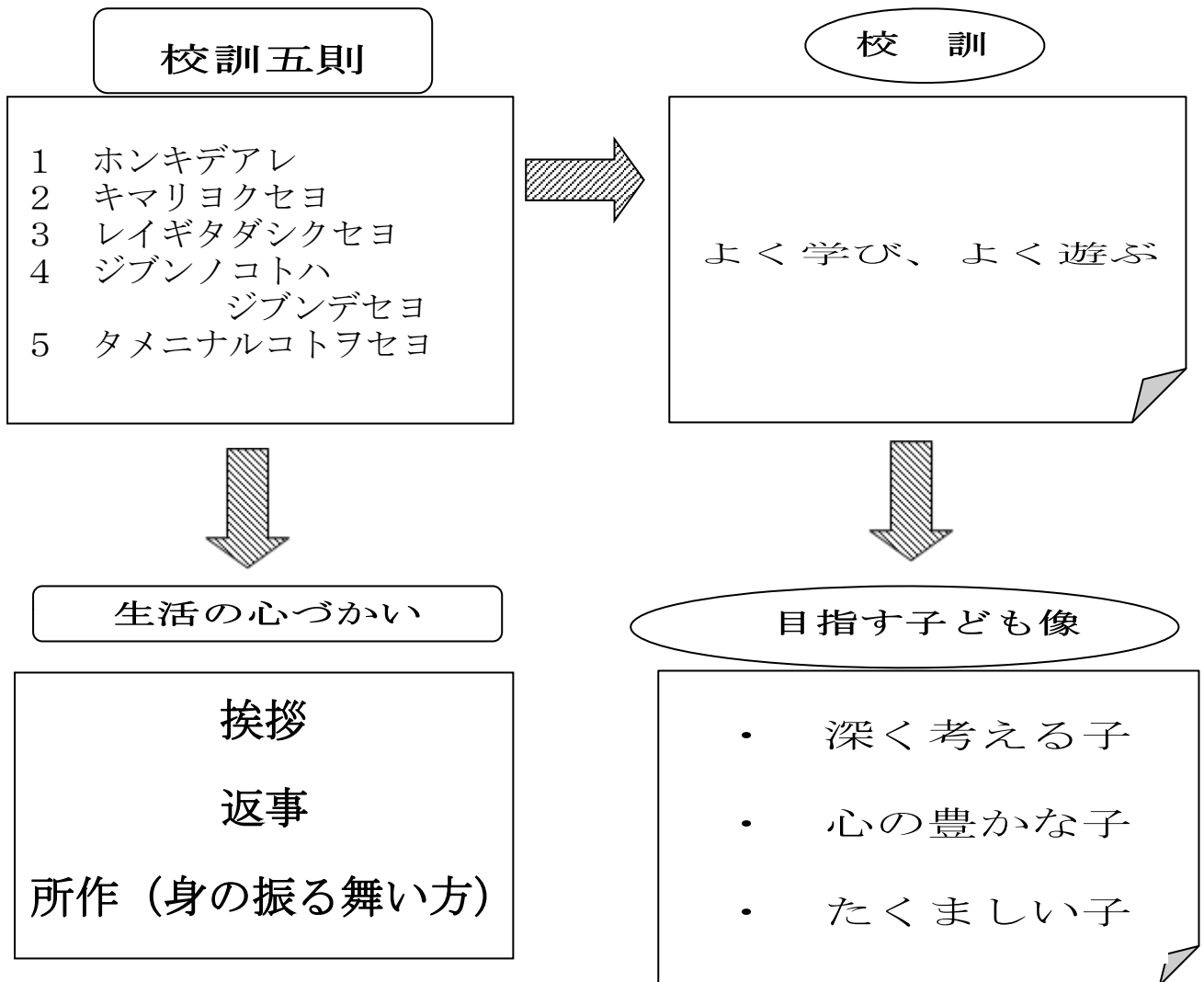
豊橋市立牟呂小学校

(令和5年度改訂)

教育目標

本校の教育目標

「よく学び、よく遊ぶ」を校訓として、「目指す子ども像」や「牟呂っ子の生活の約束」等を合い言葉にして、「自ら考え、自ら判断し、主体的に行動する子どもの育成」を目指す。



日 課 表 (通常日課)

朝の活動	8:25 ~	8:35
朝の会	8:35 ~	8:50
1時限	8:50 ~	9:35
2時限	9:45 ~	10:30
放 課	10:30 ~	10:50
3時限	10:50 ~	11:35
4時限	11:45 ~	12:30
給 食	12:30 ~	13:20
清 掃	13:20 ~	13:35
放 課	13:35 ~	13:55
5時限	13:55 ~	14:40
6時限	14:50 ~	15:35
帰りの会	15:35 ~	15:45
クラブ委員会	15:00 ~	15:45

1 学校のきまり

(1) 服装等

① 通常の服装

- ・男女とも自由。(体操服でもよい)
- ・小学生らしく動きやすいものを着用する。
- ・運動靴を履く。

② 帽子

- ・男子は牟呂小校章をつけた黄色野球帽式。女子は牟呂小校章をつけた黄色登山帽式。
- ・登下校では、上記の帽子をかぶる。また、ゴムひもを耳の後ろにかける。

③ 名札

- ・学校内は左胸に規定のものを付ける。学校に置いておき、朝の会でつけ、帰りの会で、はずす。(1年生は担任の指示があるまでは、家からつけてくる)
- ・体操服の場合は付けない。(ただし、左胸に氏名を書く)

④ 体操服

- ・男女とも学校指定のものを着用する。
- ・上着は白の半袖又は長袖の体操シャツ、下は青のクォーターパンツとする。
- ・運動時には男女とも体操服と赤白帽子を着用する。

⑤ 上靴

- ・教室、廊下では、学年色の付いた学校指定の上靴を使用する。
- ・上靴には、甲とかかとに名前をきちんと書く。

令和6年度より、上靴は白色を基調としたものとします。

令和5年度は移行期間とし、新しい上靴からは白色を基調としたものに変更しても構いません。

- ・体育館では、体育館シューズを使用する。ただし、全校児童が行事等で使用する場合は、教室から体育館シューズで入場する。

⑥ 水着

- ・紺色または黒い色のスクール水着を着用する。
- ・水泳帽は学年色別のものを使用する。
- ・学年、クラス、氏名を大きく書いた布を、男子はおしりの部分、女子は背中の部分に縫い付けておく。

⑦ 防暑・防寒対策

- ・ネッククーラーを使用してもよい。(必要に応じて授業中も可)
- ・ネックウォーマーは、登下校のみ使用してよい。着脱は教室で行う。
- ・マフラー、耳当ては使わない。
- ・カイロは使用してよいが名前を書き、ポケットから出さない。

⑧ 頭髪

- ・小学生らしく、清潔感があり、学習活動に支障のない髪型とする。
(長い場合はしぼるなど邪魔にならないようにする。)
- ・髪をとめるものは華美でないものとし、必要以上に使用しない。

⑨ 給食時

- ・当番の子は、エプロン・三角巾（または帽子）・マスクを正しく身に付ける。
 - ・給食当番のエプロン・三角巾（または帽子）は、個人のものを使用する。
 - ・給食袋（はし・ナフキン・給食用ハンカチ）を毎日持ち帰って洗う。
- ※体操服，上靴，体育館シューズ，水泳着，帽子等は下記の衣料品店で取り扱っている。

みどりや	31-1880
プラザA	21-5980

(2) 登校と下校

- ① 登校時刻 7時50分から8時10分の間に校門を通過する。
※校内には「けやき門」「市民館の横の出入り口」から入る。
※集合時刻は，上記の時間内に学校に着けるように，各班で話し合っで決める。
- ② 下校について
帰りの会を終えたあと，速やかに下校する。
- ③ 通学路
・登下校とも決められた通学路を必ず通る。
登校時・・・通学班のリーダーを先頭にして，上学年と下学年をペアにして2列で歩く。最後尾には，副リーダーが並ぶ。
下校時・・・家の近い子どもがまとまって，寄り道をしないで帰る。

(3) 遅刻・早退・欠席について

- ① 遅刻する場合
・遅刻の理由を連絡帳や電話で必ず連絡をする。
・遅刻することを同じ通学班の子に伝える。
- ② 早退する場合
・早退の理由を担任（または職員）が家庭連絡して，保護者に来校してもらう。
・家庭の事情で早退する場合は，連絡帳や電話で事前に連絡をする。
・担任（または職員）が保護者に直接引き渡す。
※保護者が来校する場合は，保護者用名札を着用してください。
- ③ 欠席する場合
・いつ，どういう理由で欠席するかを連絡帳にて学校に連絡する。
・欠席する旨を同じ通学班の子に伝える。
・緊急でやむをえない場合は，8時20分までに電話で連絡する。
- ④ 出席停止について
・児童が次の感染症にかかり欠席した場合は，学校にその旨を届ければ「出席停止」になる。
・感染症の「出席停止」報告用紙に保護者が記入し，学校に提出する。（用紙は学校にある）

※「出席停止」となる感染症（令和5年4月1日現在）

インフルエンザ	百日咳	麻疹（はしか）	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
風しん（三日ばしか）	水痘（水ぼうそう）	咽頭結膜熱	結核
髄膜炎菌性髄膜炎	腸管出血性大腸菌感染症		流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎	新型コロナウイルス感染症		その他の感染症（学校医と相談）

⑤ 校 医

内 科	奎 野 浩 司	東脇二丁目15-2	31-1917
眼 科	藤 井 康 生	植田町字清水山1-1	25-7111
耳 鼻 科	森 田 浩 史	東脇一丁目7の7	34-2001
歯 科	尾 崎 勝 己	東脇二丁目8の6	33-3001
薬 剤 師	中 嶋 孝 任	牟呂外神町14-3	33-0262

(4) 生活の約束

① 基本的な生活習慣

- ・元氣よくあいさつ・返事をする。「いつでも どこでも だれにでも」明るくあいさつをする。
- ・学習に必要なものは、持ってこない。(シャープペンシル, キーホルダーなど)
家の鍵につけるためのキーホルダー・おまもりはランドセル内のポケットにしまう。
- ・チャイムの合図をしっかりと守る。(ノーチャイムの時は, 時計を見て行動する)
- ・使ったものの後片づけをしっかりとる。
- ・自分の持ち物に, しっかりと記名する。
- ・学校に来てから忘れ物に気づいても, 取りに帰らない。

② 校舎内での過ごし方

- ・上靴で外に出ない。(体育館横緑色のラインの上は集会時の移動を除き, 歩かない)
- ・廊下・階段は静かに右側を歩く。
- ・放課に特別教室や学習室, 体育館, 木のホールに入らない。(渡り廊下・配膳室前で遊ばない)
- ・タブレットは, 担任の指示があった時のみ使える。

③ 校舎外での過ごし方

- ・天気のよい日の20分放課・昼放課は運動場で遊ぶ。特に, 火曜日の昼放課。
- ・20分放課は, 運動場でボールを蹴る遊びをしない。昼放課はOKだが, サッカーゴール周辺のみとする。
- ・遊具は正しく使う。遊具の周りで走り回ったり, 遊具に乗って鬼ごっこをしたりしない。
- ・アスファルト・コンクリートの部分や岩石園は, 走ったり, 遊んだりしない。
- ・職員室前築山には登らない。また, 国旗掲揚塔横は通路ではないので通らない。
- ・自然観察園には必ず複数人数で行く。(不審者その他への警戒のため)

(5) 交通安全

・むろっ子の交通安全の合言葉「自分の命は自分で守る」

- 飛び出しをしない。道路を横断する時は, 左右の確認をして渡る。
- 定期点検を受けた自転車に乗る。
- 自転車に乗るときは, 必ずヘルメットをかぶる。
- 自転車の二人乗りや並んで走ることをしない。
- 「みなと大通り」(133道路)等の車道に出ない。
- 学校の敷地内では自転車, キックボード, スケートボードに乗らない。
- 必要があって学校に自転車に乗って来る場合は, 所定の場所(体育館自販機前)に置く。
- 横断歩道を自転車で渡るときは, 必ず降りて引いて渡る。
- キックボードやスケートボードは公園で遊ぶ。

(6) 学校外での過ごし方

- 一緒に遊ぶ人・行き先・帰りの時刻を必ず家の人に告げてから出かける。
- 知らない人に声をかけられても、ついて行かない。
- 危険だと思った時は大声を出したり、民家に逃げたりする。近くに「子ども110番」の家があったらかけこむ。
- お金や物の貸し借りはしない。
- 運河、牟呂用水、工事現場、道路や駐車場などの危険な場所では遊ばない。
- 火遊びを絶対にしない。
- 公園、公民館、市民館等の公共の物を大切に使う。
- 用事のない時は、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等のお店には行かない。
- よその敷地内に勝手に入らない。また、フェンスや自動車、その他私物にも一切触れない。
- 校区外には子どもだけで行かない。
- スマートフォンやタブレット、パソコンは、保護者の指導のもと正しく利用する。

※外出する際は、防犯ブザーやホイッスルを持って出かける。危険な目にあいそうになったら、防犯ブザーやホイッスルで知らせる。

2 緊急時の登下校や引き渡しの方法

「特別警報」・「暴風・大雨・洪水警報」発表時の登下校について

1 登校前に発表された場合

(1) 「特別警報」発表の場合

- ① 児童が在宅中の場合・・・登校させない
- ② 解除されたとき・・・牟呂小メール配信で連絡があるまでは登校させない。

(2) 「暴風警報」発表の場合

- ① 午前6時までに解除された時・・・平常通り授業を実施
- ② 午前6時を過ぎても解除されない時・・・臨時休校

(3) 「大雨警報」か「洪水警報」または両方発表の場合 **令和5年7月改訂**

レベル3（高齢者等避難）が発令

- ① 原則として授業を実施する。
- ② 状況により登校が危険と思われるときは、メール配信等で緊急連絡を行う。
- ③ 「授業が有り」の場合でも、保護者側で登校が困難、または危険と思われる場合は、特別に登校を見合わせるができる。（遅刻・欠席扱いとはしない）

レベル4（避難指示）が発令

「暴風警報」発表の場合に準ずる。

2 登校後に発表された場合

(1) 「特別警報」発表の場合

- ① 即刻授業を中止し、学校引き留めの対応をする。

- ② 「特別警報」解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等の情報収集に努め、児童を安全に下校させうる判断ができるまでは下校させない。
- ③ 児童を安全に下校させうる判断ができた場合は、「むろっ子のくらし」の7・8ページにしたがって、全員保護者への引き渡しを行う。

(2) 「暴風警報」発表の場合

- ① 台風の中心位置、進行速度、方向など気象状況により判断し、安全に帰宅させると認められた場合は、授業を中止して速やかに通学団ごとに一斉下校をさせる。
- ② 児童の帰宅には十分配慮し、困難または危険と認める場合は学校に残し、校内の最も安全な場所（体育館）に集め、保護者が引き取りに来るまで待機させる。

※メール配信で確認してください。

(3) 「大雨警報」「洪水警報」発表の場合 **令和5年7月改訂**

レベル3（高齢者等避難）が発令

- ・原則として平常通り授業を続けます。
- ・気象状況などを判断し、必要と認められた場合は「暴風警報」発表の場合に準ずる

レベル4（避難指示）が発令

- ・授業を中止し、原則引き取り下校を行う。
- ・児童を安全に下校させうる判断ができ、引き渡しができる状況であれば、「むろっ子のくらし」7・8ページにしたがって引き渡しを行う。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の登下校について

1 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・原則として、通常通り教育活動を続ける。状況によって、メール配信などでお知らせする場合があります。メールを確認するようにする。

2 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

- ・原則として、発表から1週間は休校とする。

※牟呂小学校が事前避難対象地域に含まれるため

- ・在校中に発表された場合、速やかに保護者へ引き渡すこととする。

（通学団下校は行わず、全員引き取り）

3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

- ・原則として、通常通り教育活動を続ける。状況によって、メール配信などでお知らせする場合があります。メールを確認するようにする。
- ・土砂災害などにより、後発地震発生後では避難が間に合わないと判断される場合は、児童引き渡しをする。

児童の引き渡し方法

- ① 保護者が引き取りを連絡する。（引き取り者は、自分の氏名・関係を言い、児童の学年・組・児童名を担当にはっきり言う。）
- ② 担任が児童を呼び、確認する。
- ③ 児童を引き取り者に渡す。
（例）「〇〇さんを確かに引き渡しました。」

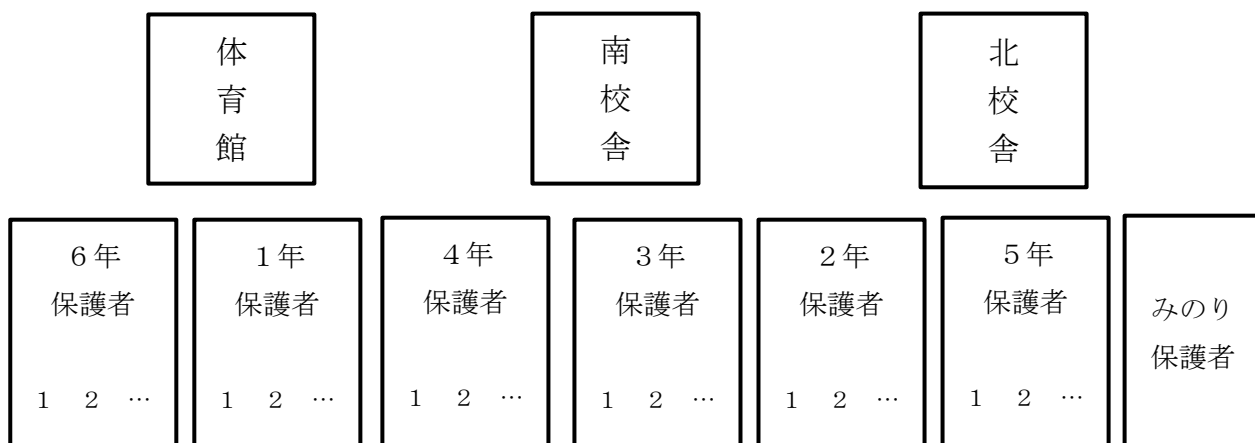
※引き取りに際しては次のことを守ってください。（訓練の場合も同様）

令和5年7月改訂

- 引き取り者は、下図のように児童のいる組の後ろに並んで待つ。
- 引き取り時刻を守り、開始の合図があるまでは児童と接触しない。
- 二人以上の児童を引き取る場合には、下の学年の児童から引き取り、引き取った児童を連れて、上の学年の児童を引き取りに行く。
- 原則、校内への車の乗り入れはできない。（駐輪場は体育館横を利用する。）
ただし、気象状況によっては、車の乗り入れを行うことがある。（メール配信で確認してください）
- 代理人の場合は、担任に必ず前もって連絡しておく。（訓練の場合のみ）
- 引き取りに来られない場合は、児童を学校に待機させる。

《児童の待機場所》

引き取りの隊形



担任

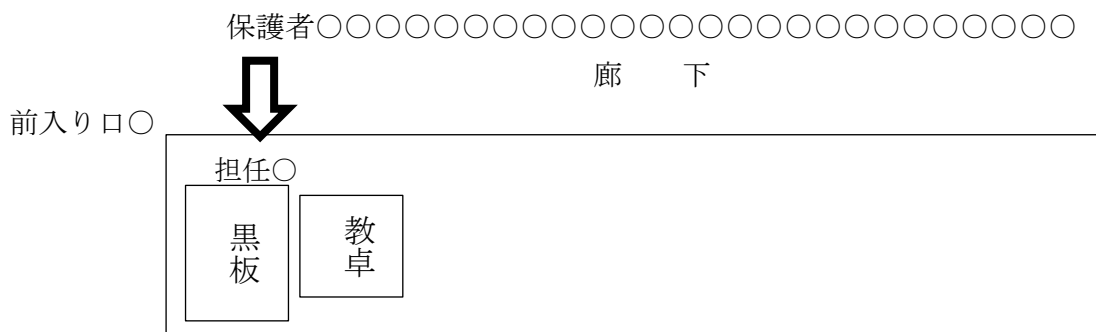


※ 児童は上記の位置に、各組名簿順で2列で待機しています。

《雨天や運動場待機が困難な場合》

- ・ 児童は教室で待機しています。引き取り者は廊下に一列に並んでお待ちください。
- ・ 下足を入れる袋をご用意ください。

雨天時（各教室）



3 交通事故にあった場合

- ・児童が交通事故にあった場合は、軽重を問わず、速やかに学校（Tel 31-3101）に連絡する。
その場合、次のようなことを参考に連絡する。

1 だれが（何年何組）	2 いつ（何時何分ごろ）	3 どこで
4 どんな事故にあったか（けがの程度）	5 どの病院に行ったか	
6 救急車で病院に行ったか		

4 転・退校の手続き

- ① 担任に連絡する。（いつ・どこへ転校するか）
- ② 市役所の市民課及び、窓口センターで住民移動をし、学校教育課学事グループ（市役所11階）で転校の手続きをする。
- ③ 「転入学指定通知書」を学校に提出する。
- ④ 転入校に「転入学指定通知書」を提出する。

5 私費での弁償について

- ・故意により、窓ガラスなどの公共物を破損した場合は、私費で弁償してもらう。
（過失については状況により判断する。）その際、本校の破損届を提出する。